



SOMPO

ホールディングス

保険の先へ、挑む。

事業活動総合保険

ビジネス BUSINESS マスター・プラス



ビジネスプラン



ビジネス マスター・プラス

ビジネスプラン



柔軟かつ充実した補償内容で、
貴社が求める安心をカタチにします。



簡単なお手続きで、 さまざまなリスクを包括補償!

貴社の事業活動に伴うさまざまなリスクを包括的に補償するため、保険の手配もれや重複が防げます。
貴社の業種と売上高、延床面積をご申告いただくことで
お見積りやご契約手続きが可能です。



必要な補償を自由に選んで ご契約できます!

契約方式、ユニット、補償プランの組み合わせが自由自在です。
(ユニットについては、4ユニットの中から2つ以上をお選びいただけます。)



途中で事業所が増えても ご契約内容の変更手続きは不要!

ご契約期間(保険期間)の途中で新規出店や在庫高などの変動があってもご契約期間の末日まで自動的に補償しますので、ご契約内容の変更手続きは不要です。(企業包括方式の場合)



風災、水災などの 自然災害に強い保険です!

風災・水災に対する補償が充実しています。(物損害ユニット)



貴社のエコ対策をバックアップ!

罹災後復旧にあたり環境に資する製品に買い換えるエコ対策費用や、罹災後に屋上を緑化する費用などをお支払いします。(物損害ユニット)



ビジネススタイルに合わせて必要な補償をカスタマイズ。 貴社のビジネスを全力で支えます。

貴社の抱えるリスクにあわせて、
必要な補償を組み合わせでお選びください。

選べる補償

1

契約方式をお選びください。

企業包括方式

事業所限定方式

詳細はP.11をご覧ください。

選べる補償

2

補償の対象とするユニットをお選びください。

※ 次の4つのユニットの中から2つ以上をお選びください。

※ 事業所限定方式の場合、傷害ユニットをお選びいただくことはできません。



物損害ユニット



休業ユニット



賠償ユニット



傷害ユニット

選べる補償

3

対象となる補償プランをお選びください。

※ ユニットごとに異なる補償プランをお選びいただくことはできません。



ワイドプラン



エコノミープラン



充実した補償内容のプラン



スリムな補償内容でワイドプランよりも
割安な保険料のプラン

対象業種

ビジネスプランは、次の業種を対象とします。(注)

製造業

小売業

不動産仲介業

卸売業

飲食業

専門サービス業

理美容業

ガソリンスタンド

設計・デザイン業

カラオケボックス

洗濯業

情報サービス業

自動車整備業

ソフトウェア業

(注) 直近会計年度の年間の全売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が50億円以下の事業者が対象です。また、一部対象とならない業種もあります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

各ユニットの補償内容は
右記のページをご覧ください。

物損害ユニットP.3

休業ユニットP.5

賠償ユニットP.7

傷害ユニットP.9



物損害の補償

次の事故によって、保険の目的(保険の対象)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
※保険の目的(保険の対象)の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくはP13,14をご覧ください。



充実補償のワイドプラン



エコノミープラン

火災、落雷、破裂・爆発



事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

風災・雹災・雪災



台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

建物の外部からの物体の衝突、飛来など



お店に車が突っ込み店舗内の設備がこわれた。

給排水設備に生じた事故による水濡れなど



給水管が破損し、商品が水濡れした。

騒擾、労働争議など



労働争議で設備、商品がこわれた。

盗難



倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。

水災^(注1)



大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

電氣的事故・機械的事故^(注1)



過電流で機械がこわれた。

その他の不測かつ突発的な事故^(注1)



商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。

業務用現金などの盗難



事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。
(1事故につき100万円限度)

(注1)自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

保険の目的(保険の対象)

貴社所有の設備・什器等^(注2)や商品・製品等^(注3)が次の場所(状態)にある場合に保険の目的(保険の対象)となります。

企業包括方式



事業所限定方式



(注2) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。(以下同じです。)

(注3) 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです。)

(注4) 指定した事業所(店舗、事務所、工場等)をいいます。

(注5) 指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

▼ 次の保険金をお支払いします。

① 損害保険金^(注6)

保険の目的(保険の対象)に損害が生じた場合、その再調達価額^(注7)を基準に算定した損害額を、1事故につき物損害ユニットのご契約金額(保険金額)を限度にお支払いします。^(注8)修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。^(注9)



② 物損害事故付随費用保険金^(注11)

■ 残存物取片づけ費用

残存物の取片づけに必要な取りこわしなどの費用



■ 修理付帯費用

復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用など



■ 法令変更対応費用

建築基準法や、消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用



■ エコ対策費用

復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加費用



■ 屋上緑化費用

保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用



③ 通貨等盗難損害保険金(ワイドプランの場合のみ)

対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度^(注12)にお支払いします。



(注6) 水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および営業継続費用保険金(P.15ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注7) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注8) 事故の内容によっては、自己負担額1万円を差し引いてお支払いします。

(注9) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価額^(注10)が基準となります。

(注10) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の時価額をいいます。

(注11) 各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注12) 限度額を1,000万円に引き上げることもできます。

+ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

情報メディアに生じた損害も補償!

記録媒体およびプログラム、データなどの情報メディアに生じた損害についても保険金をお支払いします。

冷凍損害も補償!

冷凍・冷蔵装置の機能停止などに起因する温度変化によって商品・製品等に生じた損害についても保険金をお支払いします。



休業損失の補償

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

※対象物件の種類・場所(次ページ「対象物件」ご参照)によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくはP.15,16をご覧ください。

① 対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

W 充実補償のワイドプラン

E エコノミープラン

火災、落雷、破裂・爆発



事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

風災・雹災・雪災



台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

建物の外部からの物体の衝突、飛来など



お店に車が突っ込みこわされた。

給排水設備に生じた事故による水濡れなど



給水管が破損し、商品が水濡れした。

盗難



倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。

水災



大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

電気的事故・機械的事故



過電流で機械がこわれた。

その他の不測かつ突発的な事故



機械を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。

② 次の事由が発生した結果生じた休業損失など (ワイドプランのみ)

電気・ガス・水道等の供給の中断



事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。

食中毒の発生など



提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。

対象物件

企業包括方式

- ① 貴社所有のすべての設備・什器等[※]や商品・製品等
- ② 貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③ 対象敷地内^(注1)にある貴社が占有する①以外の財物
- ④ 対象敷地内^(注1)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤ 対象敷地内^(注1)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥ 供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

(注1) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

事業所限定方式

- ① 指定した事業所の貴社所有の設備・什器等[※]や商品・製品等
- ② 指定した事業所の貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③ 対象敷地内^(注2)にある貴社が占有する①以外の財物
- ④ 対象敷地内^(注2)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤ 対象敷地内^(注2)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥ 事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

(注2) 指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

▼ 次の保険金をお支払いします。

■ 休業損失保険金^(注3)



てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額に対して、1事故につき休業ユニットのご契約金額を限度にお支払いします。

※事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象となりません。詳しくはP.15をご覧ください。

■ 営業継続費用保険金^(注3)



営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。

(注3) 水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金(P.13ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。



賠償責任の補償

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※詳しくは、P.17,18をご覧ください。



充実補償のワイドプラン



エコノミープラン

施設危険



フロアのタイルがはがれているのに気づかず、来訪者がつまずいてケガをした。

業務遂行危険



お客さまに出すお茶をこぼし、ヤケドを負わせてしまった。

製造物危険



提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。

受託物危険



お客さまからお預かりしたコートを盗まれた。

受託不動産危険



火災により借りている建物に損害が生じた。

損傷のない財物の使用不能損害



爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

人格権侵害



お客さまを万引犯と間違えてしまった。

製造物自体の損害



製造、販売した電化製品に結線ミスがあり出火し、家屋とともに電化製品自体も焼失した。
※電化製品のみが焼失した場合は、対象となりません。

作業の結果自体の損害



機械組立作業の不備により、引渡後その機械が炎上した結果、工場とともにその機械自体も焼失した。
※引き渡した機械のみが焼失した場合は対象となりません。

補償範囲

- 日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

企業包括方式

施設・業務遂行危険
製造物・完成作業危険
受託物危険
受託不動産危険

事業所限定方式

指定した事業所における施設・業務遂行危険
指定した製造物(作業の結果)における製造物・完成作業危険
指定した事業所の業務にかかる受託物危険
指定した事業所が借用建物の場合の受託不動産危険

- 日本国内で発生した貴社の業務上の行為^(注1)による人格権侵害・宣伝障害に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。(ワイドプランのみ)

(注1) 事業所限定方式の場合は、貴社が指定した事業所の業務上の行為となります。

次の保険金をお支払いします。

①損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額^(注2)を上回る場合に、その上回った額に対して、ご契約期間を通じて賠償ユニットのご契約金額を限度にお支払いします。



②費用

■損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など



■権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用



■争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など



■協力費用

損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用



■初期対応費用^(注3)

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など



■争訟対応費用^(注3)

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など



■見舞費用^(注4)

(ワイドプランのみ)
事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など



■建具等修理費用

保険金^(注5)
貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用



(注2) なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注3) ご契約期間を通じて、これらの費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注4) 被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円を限度、かつ1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

ただし、ご契約期間の初日が平成28年2月29日以前のご契約の場合は、被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円、かつ1事故1,000万円を限度にお支払いします。

(注5) 1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

+ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

労災事故による使用者賠償責任を補償!

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求をされた場合も、補償します。(1回の事故につき、特約のご契約金額を限度にお支払いします。)

※政府労災による給付が決定した場合に限ります。

リコール事故も補償!^(注6)

製造物・完成作業リスクに起因して他人の身体障害や財物損壊が発生、もしくはその「おそれ」がある場合に実施するリコール費用を補償します。

(注6) ご契約期間を通じて、3,000万円を限度にお支払いします。



製造したベビーカーについて、脚が折れてケガをするおそれがある場合、リコール費用を補償します。

◆上記以外にもさまざまなオプション補償を用意しております。詳しくはP.21をご覧ください。



業務中の労働災害の補償

次のような事故により補償の対象となる方(補償対象者)がケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定を待つことなく保険金をお支払いします。

※詳しくはP.19,20をご覧ください。

死亡補償保険金



通勤中に交通事故にあい、亡くなりました。

後遺障害補償保険金



業務中に荷物が落下してケガをし後遺障害が生じた。

入院補償保険金



炎天下の作業中、熱中症にかかり入院した。

手術補償保険金



業務中にケガをし手術を受けた。

通院補償保険金



通勤中に転倒し通院した。

臨時費用保険金



業務中の災害で亡くなりました際に支給した葬儀費用



病気で亡くなりました際のお香典など
(10万円限度)

業務外のケガも補償の対象と
することができます!



プライベートで旅行中に転倒してケガをした。

※傷害ユニットでは、**ワイドプラン**と**エコノミープラン**で補償に違いはありません。

補償の対象となる方(補償対象者)

次の方々が補償の対象となります。(氏名や人数を通知していただく必要はありません。)

※詳しくはP.19をご覧ください。

	業務中	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の従業員(臨時雇を含みます。)	◎	△

◎:補償の対象となります。 ○:ご希望により補償の対象とすることができます。

△:業務中のリスクを補償する場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

保険金支払方法

被保険者(事業者)が定めている災害補償規程などに基づいて補償対象者(従業員など)またはそのご遺族に支払う補償金に対しての補償として、保険金を被保険者(事業者)にお支払いします。(注1)
ご契約にあたっては、被保険者(事業者)が災害補償規程などを制定していることが必要です。

被保険者 = 事業者

補償対象者 = 役員・事業主ご本人、従業員

損保ジャパン日本興亜

保険金

事業者
(被保険者)

(注1) 補償対象者またはそのご遺族から貴社に宛てた補償金受領証などをご提出いただきます。

▼ 次の保険金をお支払いします。

※詳しくはP.19,20をご覧ください。

貴社の災害補償規程などに基づき支払われた補償金に対する補償

①死亡補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に、お支払いします。



②後遺障害補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、お支払いします。



③入院補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内の入院に対して、お支払いします。



④手術補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合に、お支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。



⑤通院補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。



⑥臨時費用保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。



⑦入院一時金補償保険金(注3)

業務中のケガなど(注2)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

⑧退院療養一時金補償保険金(注3)

業務中のケガなど(注2)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

⑨休業補償保険金

業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に対して、お支払いします。

(注2) 業務外のケガも対象とすることができます。

(注3) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回に限ります。

+ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

労災事故による使用者賠償責任を補償!

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求された場合も、補償します。(1回の事故につき、特約のご契約金額を限度にお支払いします。)

※政府労災による給付が決定した場合に限ります。

地震によって生じたケガなども補償!

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても、補償します。

◆詳しくはP.21をご覧ください。



ご契約の流れ

ステップ

1

契約方式を選択

企業包括方式	貴社のすべての事業をまとめて補償します。新規出店や在庫高などの変動があってもご契約期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。 ※この商品の対象とならない業務を営まれている場合はお引き受けできません。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
事業所限定方式	事業所を指定してご契約いただきます。指定した事業所内で在庫高などの変動があってもご契約期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。

ステップ

2

ユニットの選択 4ユニットの中から2つ以上をお選びください。

 物損害ユニット	 休業ユニット	 賠償ユニット	 傷害ユニット
--	---	--	---

- ◆ 事業所限定方式の場合、傷害ユニットをお選びいただくことはできません。
- ◆ 各ユニットの補償内容の詳細については、P.13からP.20をご覧ください。

ステップ

3

補償プランの選択 次の2プランからお選びください。

ワイドプラン	補償内容が充実したプランです。
エコノミープラン	補償内容を限定したプランで、ワイドプランに比べ保険料が割安になっています。

- ◆ 補償プランの詳細については、P.13からP.18をご覧ください。
- ◆ 傷害ユニットについては、補償プランによる補償の違いはありません。

ステップ

4

ご契約金額・自己負担額の設定

① ユニットごとにご契約金額をお選びください。

物損害ユニット	● 1,000万円 ● 3,000万円 ● 5,000万円 ● 1億円
休業ユニット	● 2億円 ● 3億円 ● 5億円
賠償ユニット	● 5,000万円 ● 1億円 ● 3億円 ● 5億円 ● 10億円
傷害ユニット	貴社の災害補償規程などの内容に応じて設定いただきます。

② 自己負担額をお選びください。

賠償ユニット	● なし ● 1万円 ● 5万円 ● 10万円
--------	-------------------------

ステップ

5

貴社の年間売上高または延床面積のご申告

(事業所限定方式の場合は、指定した事業所の年間売上高または延床面積をご申告いただきます。)

ステップ

6

お見積り

保険料割引制度について

多数割引 (傷害ユニットが対象)

貴社の年間売上高に応じて、傷害ユニットの保険料に対して、割引が適用される場合があります。

ご契約

ご契約の際にご提出いただく書類

☐ 保険料算出基礎となる売上高をご申告いただくための書類

保険料算出の基礎となる売上高のご申告に関しまして、損保ジャパン日本興亜所定の申告書と「ご申告いただいた数値が確認できる資料」をご提出いただきます。

☐ 災害補償規程などの写し (傷害ユニットを含むご契約プランの場合)

貴社で制定いただいている災害補償規程などの写しをご提出いただきます。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容												
①損害保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「○・○」印がある偶然な事故により保険の目的（保険の対象）に損害^(注1)が生じた場合に、再調達価額^(注2)を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。^(注3) (注1) ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。 (注2) 損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。 (注3) 保険の目的（保険の対象）が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注4)が基準となります。 (注4) 損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）の価額をいいます。 (お支払いする損害保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した物損害ユニットのご契約金額が限度となります。)												
②物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td></tr> <tr> <td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr> <tr> <td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr> <tr> <td>エコ対策費用</td><td>復旧にあたり環境に資する製品^(注5)に買い換える場合などの追加費用</td></tr> <tr> <td>屋上緑化費用</td><td>保険の目的（保険の対象）と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td></tr> </tbody> </table> (注5) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の目的（保険の対象）と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用
費用保険金	内容												
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など												
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など												
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用												
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用												
屋上緑化費用	保険の目的（保険の対象）と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用												
③通貨等盗難損害保険金 (ワイドプランのみ)	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手などまたは預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円^(注6)を限度にお支払いします。 (注6) オプション特約(P.21ご参照)をセットされた場合は、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。												

【補償内容】

○:お支払いします。自己負担額はありません。 ○:自己負担額(1万円)を差し引いてお支払いします。 ×:お支払いできません。

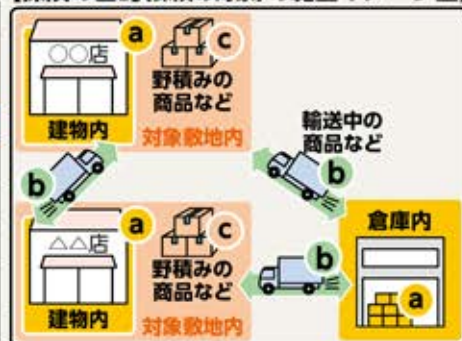
W⇒ワイドプラン

E⇒エコノミープラン

(企業包括方式)

No.	事故の種類	建物外所在動産					
		a 建物内 収容動産		b 輸送中・一時 持ち出し中		c 左記以外 (野積みなど)	
		W	E	W	E	W	E
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災						
	設備・什器等	○	○	○	○	○	○
	商品・製品等	○	○	×	×	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水漏れなど	○	○	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○
⑥	盗難	○	×	○	×	×	×
⑦	水災						
	設備・什器等	○	×	○	×	×	×
	商品・製品等	○	×	×	×	×	×
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	×	○	×	×	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×

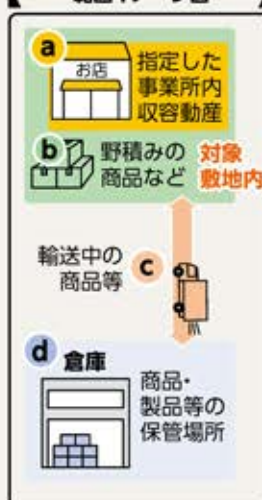
【保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図】



(事業所限定方式)

No.	事故の種類	対象敷地内						c 輸送中・一時持ち出し中		d 商品・製品等の保管場所	
		a 対象建物内収容動産		b 左記以外(野積みなど)							
		W	E	W	E	W	E	W	E	W	E
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	○	○	○	○	○	○	○	×	×
		商品・製品等	○	○	×	×	×	×	○	○	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水漏れなど	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	盗難	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×
⑦	水災	設備・什器等	○	×	×	×	○	×	×	×	×
		商品・製品等	○	×	×	×	×	×	○	×	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×

【保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図】



ご注意 保険の目的(保険の対象)にならない物

次の物は保険の目的(保険の対象)となりません。
 ●建物 ●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物 ●テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データなど
 ※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

保険金をお支払いできない主な場合

〈設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由〉

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質などによる損害
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故

など

〈設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由〉

- 保険の目的(保険の対象)の瑕疵、自然消耗、劣化、ボイラスケール、錆、腐蝕、キャビテーション、ねずみ食い、虫食いなどによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害 ●保険の目的(保険の対象)のうち、管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損などの単なる外形上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●詐欺、横領、置忘れ、紛失など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次のア、またはイの損害
 ア. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損 イ. 音色または音質の変化
- 保険の目的(保険の対象)が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- 亀裂その他の瑕疵があったガラスに生じた損害および取付上の瑕疵によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害 ●発酵、自然発熱の損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害^(注7)

など

〈商品・製品等に適用される固有の事由〉

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害^(注7) ●万引きによって生じた損害
- 検品、梱包の際に見逃された数量不足による損害 ●受渡しの過誤などによる損害 ●電力の停止または異常な供給による損害

など

〈手形・小切手の盗難に適用される固有の事由〉

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次のア、からエ.に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
 ア. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること
 イ. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
 ウ. 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること エ. その他損保ジャパン日本興亜の要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害

など

(注7) オプション特約をセットされることによりお支払いします。

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.21をご覧ください。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
① 休業損失保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「○・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。（ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。） てん補期間内の喪失利益（収益減少額×利益率）と収益減少防止費用^(注1)の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします^(注2)。お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した休業ユニットのご契約金額が限度となります。 （注1） 標準売上高^(注3)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内^(注2)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含まれません。 ※1 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。 ※2 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まります。ただし、12か月を限度とします。 （注2） 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。
② 営業継続費用保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「○・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。^(注3)（注3）保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。

補償内容

I. 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

○：事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いいたします。

△：事故発生日の翌日から休業損失をお支払いいたします。（営業継続費用は当日分からお支払いします。） ×：お支払いできません。

W → ワイドプラン E → エコノミープラン

（企業包括方式）

No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等（下記【対象物件】a）						建物、アーケードなど 下記【対象物件】 b～fに掲げる財物	
		建物内		建物外		輸送中・一時持ち出し中		左記以外（野積みなど）	
		W	E	W	E	W	E	W	E
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
②	風災・雹災・雪災	○	○	○（注4）	○（注4）	○（注4）	○（注4）	○	○（注5）
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
④	給排水設備に生じた事故による水漏れなど	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
⑥	盗難	○	×	○	×	×	×	○	×
⑦	水災	○	×	○（注4）	×	×	×	○	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	○	×	×	×	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×	○	×

対象物件

a 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等

b 貴社が所有または占有する業務用の建物

c 対象敷地内^(注6)にある貴社が占有するa以外の財物

d 対象敷地内^(注6)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など

e 対象敷地内^(注6)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など

f 供給者などが日本国内で占有する財物（ワイドプランのみ）

（事業所限定方式）

No.	事故の種類	指定した事業所の設備・什器等や商品・製品等（P.16【対象物件】a）						建物、アーケードなど P.16【対象物件】 b～fに掲げる財物	
		対象敷地内 ^(注7)		輸送中・一時持ち出し中		対象建物内		左記以外（野積みなど）	
		W	E	W	E	W	E	W	E
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
②	風災・雹災・雪災	○	○	○（注4）	○（注4）	○（注4）	○（注4）	○	○（注5）
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
④	給排水設備に生じた事故による水漏れなど	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○	○	○（注5）
⑥	盗難	○	×	×	×	○	×	○	×
⑦	水災	○	×	×	×	○（注4）	×	○	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	×	×	○	×	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	×	×	○	×	○	×

対象物件

a 指定した事業所の貴社所有の設備・什器等や商品・製品等

b 指定した事業所の貴社が所有または占有する業務用の建物

c 対象敷地内^(注7)にある貴社が占有する^(注6)以外の財物

d 対象敷地内^(注7)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など

e 対象敷地内^(注7)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など

f 事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物^(ワイドプランのみ)

(注4) 商品・製品等についてはお支払いできません。(注5) 対象物件^(注1)についてはお支払いできません。

(注6) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。(注7) 指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

II. 次の事由が発生した結果生じた休業損失など(ワイドプランのみ)

○: 事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△: 事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。 ×: お支払いできません。

No.	事由の種類	W	E
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○	×
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	×
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○	×
④	不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○	×
⑤	対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所長に届出のあったものに限りします。)	△	×
⑥	対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症の発生(ただし、保健所長に届出のあったものに限りします。)	△	×
⑦	対象施設が食中毒・特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△	×

ご注意 対象物件にならない物

●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など

保険金をお支払いできない主な場合

(共通の事由)

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故 ● 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴収、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ● 供給者などの倒産
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかでない外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 など

(対象物件に生じた次の損害)

- 次のア. からウ. の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害
- ア. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
- イ. 建築中の屋外設備・装置
- ウ. 桟橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置

(設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事由・機械的事由に適用される固有の事由)

- 対象物件の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、腐、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 製造中、加工中の損害 ● 管球類のみに生じた損害 ● 汚損、擦損などの単なる外形上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺または横領によって生じた損害 ● 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件である楽器に生じた次のア. およびイ. の損害
- ア. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損
- イ. 音色または音質の変化
- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害 ● 発酵または自然発熱の損害
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など

(対象物件である商品・製品等に生じた次の損害)

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ● 万引きによって生じた損害
- 検品、梱包の際に発見された数量不足による損害 ● 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など

(次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水)

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ● 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意 ● 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

(次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断)

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議 ● 脅迫行為 ● 水源の汚染、濁水または水不足 など

(上記以外の事由)

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生 など



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容																																														
①損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)	日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為^(注1)により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、契約方式・補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額^(注2)を上回る場合に、ご契約期間を通じて賠償ユニットのご契約金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の種類</th><th>お支払限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体の障害</td><td></td></tr> <tr> <td>人格権侵害・宣伝障害^(注3)</td><td>ご契約期間を通じて賠償ユニットのご契約金額限度</td></tr> <tr> <td>財物の損壊</td><td></td></tr> <tr> <td>財物の損壊等およびその結果発生する使用不能^(注3)</td><td></td></tr> <tr> <td>損壊等の発生していない財物の使用不能^(注3)</td><td></td></tr> <tr> <td>製造物自体・作業の結果自体の損壊^(注3)</td><td>1事故1,000万円限度</td></tr> <tr> <td>受託物</td><td>1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度</td></tr> <tr> <td>損壊等、紛失、盗取、詐欺</td><td></td></tr> <tr> <td>損壊等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能^(注3)</td><td>1事故100万円限度</td></tr> <tr> <td>受託不動産</td><td>1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度</td></tr> <tr> <td>損壊等</td><td></td></tr> <tr> <td>損壊等の結果発生する使用不能^(注3)</td><td>1事故100万円限度</td></tr> </tbody> </table> (注1) 事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所における業務上の行為となります。 (注2) なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。 (注3) エコノミープランの場合は、お支払いの対象となりません。 【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損壊等</td><td>滅失、損壊または汚損をいいます。</td></tr> <tr> <td>身体の障害</td><td>人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。</td></tr> <tr> <td>財物の損壊</td><td> - 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損壊等、その結果発生する使用不能、および損壊等の発生していない財物の使用不能をいいます。 - 受託物危険については財物の損壊等、紛失、盗取、詐欺、およびその結果発生する使用不能をいいます。 - 受託不動産危険については財物の損壊等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 </td></tr> <tr> <td>施設・業務遂行危険</td><td>施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務</td></tr> <tr> <td>製造物・完成作業危険</td><td>製造物および作業の結果※に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された製造物および作業の結果</td></tr> <tr> <td>受託物危険</td><td>受託物※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所の業務にかかる受託物</td></tr> <tr> <td>受託不動産危険</td><td>貴社が借用する不動産※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所および商品・製品等の保管場所</td></tr> <tr> <td>人格権侵害</td><td>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</td></tr> <tr> <td>宣伝障害</td><td>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません)、標記または標語の侵害 ③ 宣伝上の意図または営業の手法の不正な流用</td></tr> </tbody> </table>	損害の種類	お支払限度額	身体の障害		人格権侵害・宣伝障害 ^(注3)	ご契約期間を通じて賠償ユニットのご契約金額限度	財物の損壊		財物の損壊等およびその結果発生する使用不能 ^(注3)		損壊等の発生していない財物の使用不能 ^(注3)		製造物自体・作業の結果自体の損壊 ^(注3)	1事故1,000万円限度	受託物	1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度	損壊等、紛失、盗取、詐欺		損壊等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能 ^(注3)	1事故100万円限度	受託不動産	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度	損壊等		損壊等の結果発生する使用不能 ^(注3)	1事故100万円限度	用語	説明	損壊等	滅失、損壊または汚損をいいます。	身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。	財物の損壊	- 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損壊等、その結果発生する使用不能、および損壊等の発生していない財物の使用不能をいいます。 - 受託物危険については財物の損壊等、紛失、盗取、詐欺、およびその結果発生する使用不能をいいます。 - 受託不動産危険については財物の損壊等、およびその結果発生する使用不能をいいます。	施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務	製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果※に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された製造物および作業の結果	受託物危険	受託物※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所の業務にかかる受託物	受託不動産危険	貴社が借用する不動産※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所および商品・製品等の保管場所	人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害	宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません)、標記または標語の侵害 ③ 宣伝上の意図または営業の手法の不正な流用
損害の種類	お支払限度額																																														
身体の障害																																															
人格権侵害・宣伝障害 ^(注3)	ご契約期間を通じて賠償ユニットのご契約金額限度																																														
財物の損壊																																															
財物の損壊等およびその結果発生する使用不能 ^(注3)																																															
損壊等の発生していない財物の使用不能 ^(注3)																																															
製造物自体・作業の結果自体の損壊 ^(注3)	1事故1,000万円限度																																														
受託物	1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度																																														
損壊等、紛失、盗取、詐欺																																															
損壊等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能 ^(注3)	1事故100万円限度																																														
受託不動産	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度																																														
損壊等																																															
損壊等の結果発生する使用不能 ^(注3)	1事故100万円限度																																														
用語	説明																																														
損壊等	滅失、損壊または汚損をいいます。																																														
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。																																														
財物の損壊	- 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損壊等、その結果発生する使用不能、および損壊等の発生していない財物の使用不能をいいます。 - 受託物危険については財物の損壊等、紛失、盗取、詐欺、およびその結果発生する使用不能をいいます。 - 受託不動産危険については財物の損壊等、およびその結果発生する使用不能をいいます。																																														
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務																																														
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果※に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された製造物および作業の結果																																														
受託物危険	受託物※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所の業務にかかる受託物																																														
受託不動産危険	貴社が借用する不動産※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所および商品・製品等の保管場所																																														
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害																																														
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません)、標記または標語の侵害 ③ 宣伝上の意図または営業の手法の不正な流用																																														
②損害防止費用 ^(注4)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																																														
③権利保全費用 ^(注4)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																																														
④争訟費用 ^(注4)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。																																														
⑤協力費用 ^(注4)	損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。																																														
⑥初期対応費用 ^{(注4)(注5)}	事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。																																														
⑦争訟対応費用 ^{(注4)(注5)}	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。																																														
⑧見舞費用 ^(注4) (ワイドプランのみ)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 ^(注6)																																														
⑨建具等修理費用 保険金	貴社の借用する事業用の建物 ^(注7) に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																																														

(注4) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注5) ⑥と⑦を合算して、ご契約期間を通じて1,000万円が限度となります。

(注6) ご契約期間の初日が平成28年2月29日以前のご契約の場合は、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注7) 事業所限定方式の場合、お申し込み時にご指定された事業所が借用のときはその事業所建物となります。

保険金をお支払いできない主な場合

〈身体の障害・財物の損壊に関する事由〉

身体の障害・財物の損壊に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。)
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
(オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などの身体の障害についてはお支払いの対象となります。)
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性

など

施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

など

製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊

【ご注意】ワイドプランの場合、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。

- ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

受託物に関する固有の事由

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

など

借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

など

〈人格権侵害・宣伝障害に関する事由〉

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り

など

〈建具等の修理に関する事由〉

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

など

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.21をご覧ください。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

補償対象者^(注1)が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなど(ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。次の「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。)をされた場合に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1) 貴社が災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金

(2) 葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

(注1) 貴社の従業員(臨時雇を含みます。)となります。ご希望により、貴社の役員・個人事業主を補償対象者に含めることができます。

保険証券のご契約金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①死亡補償保険金 ^(注2)	業務中のケガなど(業務外のケガも対象とすることができます。)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど(業務外のケガも対象とすることができます。)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%を限度にお支払いします。 【ご注意】 後遺障害補償保険金支払割合変更特約(第1級~第7級限定型)をセットした場合には、第1級から第7級の後遺障害が生じたときに、死亡・後遺障害保険金額の100%~42%を限度にお支払いします。ただし、第1級から第7級に該当しない場合でも1回の事故で第8級に該当する後遺障害が2種類以上あるときには、保険金をお支払いします。
③入院補償保険金	業務中のケガなど(業務外のケガも対象とすることができます。)により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど(業務外のケガも対象とすることができます。)により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど(業務外のケガも対象とすることができます。)により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 【ご注意】 次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 ^(注3)	次のア、またはイ、の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注4) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア.以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注4) に対して、10万円を限度にお支払いします。
⑦入院一時金補償保険金 ^(注5)	業務中のケガなど(業務外のケガも対象とすることができます。)により入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超えていること
⑧退院療養一時金補償保険金 ^(注5)	業務中のケガなど(業務外のケガも対象とすることができます。)により入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超え、かつ生存している状態で退院していること
⑨休業補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。

※ ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注2) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注3) 入院、通院した場合の臨時に負担する費用についてもお支払対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(注4) 葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用に限ります。

(注5) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回に限ります。

用語の説明

用語	説明
業務中	貴社の業務に従事している間をいい、通勤途上を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものに限ります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類①から⑨まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガなど
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガなど
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガなど
(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど

など

保険金の種類①から⑤までおよび⑦から⑨までに適用される固有の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

ご契約にあたっての注意

ご契約時には、貴社の災害補償規程などの最新内容を確認するため、災害補償規程などの写しをご提出ください。

貴社において災害補償規程などを制定済みの場合には…	災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、ご契約金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約のご契約金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において災害補償規程などを新規導入の場合には…	① 制定される災害補償規程などの内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約のご契約金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ② 貴社においては、災害補償規程などの内容を社内通達などにより役職員に周知し、かつ、事業所に掲示または備え付けて、いつでも閲覧できる状態としてください。

この保険によりお支払いする保険金の額は、ご契約金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。

なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.21をご覧ください。

オプション特約の概要

ユニットごとのオプション特約の概要は次のとおりです。

	特約の名称	特約の内容
物損害ユニット	現金盗難損害補償特約	P.13の③通貨等盗難損害保険金の限度額を1事故100万円から1,000万円に引き上げる特約です。
	情報メディア等損害補償特約	コンピュータウィルス、不正アクセスなどの事故により、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害について、物損害ユニットのご契約金額を限度に保険金をお支払いする特約です。 ^(注1) ただし、物損害ユニットで損害保険金が支払われる場合は、その額を差し引いてお支払いします。
	冷凍損害補償特約	冷凍・冷蔵装置の機能停止などに起因する温度変化によって、対象事故により保険の目的(保険の対象)である商品・製品等に損害が生じた場合について、物損害ユニットのご契約金額を限度に保険金をお支払いする特約です。
人災・火災ユニット	リコール費用補償特約	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物 ^(注2) の瑕疵に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊の発生もしくはそのおそれがある場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です。(ご契約期間を通じて3,000万円限度)
	リコール費用限定補償特約	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物 ^(注2) の瑕疵に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です。(ご契約期間を通じて3,000万円限度)
	第三者医療費用補償特約	日本国内で発生した次のア.からウ.までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパン日本興亜の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です ^(注3) 。(被害者1名につき50万円、ご契約期間を通じて1,000万円限度) ア.貴社の業務の遂行による事故 イ.貴社が所有または賃借する施設 ^(注4) での事故 ウ.貴社が所有または賃借する施設 ^(注4) に隣接する道路上での事故
	傷害見舞費用補償特約	利用者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に障害を被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または医師の治療を受けた場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、傷害見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金)を支払う特約です ^{(注3)(注5)} 。(被傷者1名につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金は合算してご契約期間を通じて30万円限度、入院見舞費用保険金は1回の事故につき10万円限度、通院見舞費用保険金は1回の事故につき5万円限度)
	食中毒・感染症利益補償特約	次のア.からウ.までに掲げる事故により、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払う特約です。(1事故につき、特約のご契約金額限度) ア.施設 ^(注4) における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生(食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、) イ.施設 ^(注4) が食中毒の原因となる病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 ウ.施設 ^(注4) において感染症が発生した場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置
	製造物災害補償特約	製造物 ^(注6) と相当因果関係がある事故によって第三者が傷害を被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金)を支払う特約です ^{(注3)(注5)} 。(被傷者1名につき、ご契約期間を通じて300万円限度。特約の支払限度額はご契約期間を通じて1億円限度)
	使用者賠償責任補償特約	日本国内で貴社の従業員が、業務に従事する中での偶然な事故によりケガなど ^(注7) を被ったことについて、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約のご契約金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア.からウ.までの金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額についてお支払いします。 ア.政府労災により給付される金額 イ.自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ.災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額 ※政府労災による給付が決定した場合に限り、
天災・火災ユニット	天災危険補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなど ^(注7) による損害を補償する特約です。(ご契約期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)
	使用者賠償責任補償特約	上記賠償ユニットの使用者賠償責任補償特約をご覧ください。

(注1) 自己負担額(8万円または損害の額の10%のいずれか高い額)を差し引いてお支払いします。

(注2) 事業所限定方式の場合、貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した保険証券記載の財物をいいます。

(注3) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となりますが、P.17「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

(注4) 事業所限定方式の場合、貴社が指定された保険証券記載の事業所をいいます。

(注5) 見舞金の支払いには、損保ジャパン日本興亜の同意が必要です。

(注6) 事業所限定方式の場合、保険証券記載の製造物をいいます。

(注7) 偶然な事故によるケガ(身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。)または業務上の症状(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満す場合)に限り、具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。)をいいます。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

<通知事項>

- 保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること^(注1)
- 災害補償規程などの変更^(注2)

(2) ご契約者、記名被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注1) 保険契約申込書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜までご通知いただく必要はありません。)

(注2) 傷害ユニットがセットされている場合にかぎります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。
遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。
※事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 示談交渉サービスはありません

- この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。
- なお、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午後5時~翌日午前9時

土日祝日:24時間(12月31日~1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

① 保険期間について

- (1) この保険の保険期間(保険のご契約期間)は1年間です。
 (2) 保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

③ 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

⑤ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜問い合わせ

検索

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL. 03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先